

長崎県持続性の高い農業生産方式の推進方針

長崎県農林部

平成12年	4月	7日	策定
平成14年	12月	27日	一部改定
平成17年	3月	1日	一部改定
平成18年	3月	31日	一部改定
平成18年	12月	22日	一部改定
平成19年	12月	28日	一部改定

1 持続性の高い農業生産方式の導入指針策定の背景・趣旨

平成11年7月、「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、その理念及び施策の中で、農業の持続的な発展のためには、農業の自然循環機能の維持増進が重要であるとされ、関連法律として、「持続性の高い農業生産方式の導入促進に関する法律」（以下「持続農業法」という。）が制定された。

この中で、農業が将来にわたり、その多様な機能を発揮していくためには、環境と調和しつつ持続的な生産を行うことが可能な、農業本来の特質を十分生かす農業生産方式で農業を営むことが重要であるとされた。

また、化学肥料・農薬の使用を控えた農産物に対する消費者、実需者のニーズも高まってきており、有機農産物の販売に係る施策充実の要望に対応して、平成11年7月にJAS法が改正された。

本改正は、従来が表示制度（ガイドライン）のもとでの表示の曖昧さの排除や品質の信頼性向上のため、認証制度の強化を目指したものであり、環境保全型農業の推進への側面からの支援となるものである。

本県では、「長崎県環境保全型農業推進協議会」（平成4年9月設置）において、「長崎県環境保全型農業推進基本方針」（平成6年3月）を策定し、現行農業技術を評価した上で、家畜排せつ物、農作物等の残さ等有機質資源の有効利用による土づくりを基本とし、化学肥料・農薬の適正使用により土壌、地下水、流域水質、生物相等の自然・農業生産環境の保全を推進することとした。

市町段階での環境保全型農業推進基本方針策定については、平成17年度までに県下の全市町で策定され、今後は、諫早湾干拓農地での策定等が期待される。

環境と調和しつつ持続的な生産が可能な農法の推進は重要であり、「持続農業法」の制定趣旨に準拠して、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を示す「長崎県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（以下「導入指針」という。）を策定し、その普及推進を図ることとする。

2 持続性の高い農業生産方式に取り組む上での長崎県農業の現状と課題

(1) 主要農作物の生産状況

ア 水稲

環境と調和のとれた農業生産の観点からは、有機質資材の投入量の減少による地力の低下、代かきから田植えにかけての落水に伴う肥料成分の流出による環境負荷が懸念されている。良食味品種への転換に伴い、病害虫抵抗性品種の作付けが減少している。長期残効性が高い農薬の苗箱処理の普及と発生予察に基づく適期防除により本田での農薬散布回数は大きく低減されている。除草については近年、化学農薬に頼る傾向が高い。

以上の状況を踏まえ、土づくりについては、たい肥等有機物の施用、緑肥作物の鋤込み等による地力の維持増進が課題である。

施肥については、肥効調節型肥料と側条施肥を組み合わせ養分吸収に適合した施肥技術等の推進が課題である。

病害虫防除については、発生予察情報に基づいた適期防除、耐病性品種の選定、温湯種子消毒、除草については、除草用動物、機械及びマルチ等の利用が課題である。

イ 野菜類

代表的な野菜として露地栽培では、にんじん、たまねぎ、キャベツ、はくさい、だいこん、レタス等、施設栽培では、きゅうり、メロン、いちご、トマト、ミニトマト、なす、アスパラガス等がある。

産地では、産地の集団化と連作により、特定の塩基成分の集積や欠乏、病原菌、害虫密度の上昇、難防除病害虫の発生など作物の生育環境が悪化しており、その対策として、抵抗性品種利用、雨よけ栽培等耕種的防除や、粘着トラップ、侵入防止ネット、フェロモン剤、生物農薬の利用等も行われているが、化学肥料・農薬による防除への依存度が高い。

以上の状況を踏まえ、土づくりについては、土壌条件、土壌診断結果に基づいたたい肥等有機物の適正施用や他作物との輪作の推進が課題である。

施肥については、局所施肥、肥効調節型肥料の利用や有機質肥料を用いた施肥体系化が課題である。

病害虫・雑草防除については、発生予察情報に基づいた適期防除を基本として、被覆資材、光技術、マルチ等を用いた物理的防除、フェロモン剤や生物農薬と化学農薬の効果的な組み合わせによる防除法の導入が課題である。

ウ ばれいしょ

品種としては、デジマ、ニシユタカ、メークイン、普賢丸、アイユタカが栽培されている。

産地では、連作されている農地が多く、地力低下、病原菌、害虫密度の上昇による生産環境が悪化している。

以上の状況を踏まえ、他作物との輪作を図り、土づくりについては、完熟たい肥を施用し、pHの急激な上昇につながらぬよう土壌改良資材の種類を選定、投入量に注意することが課題である。

施肥については、局所施肥、肥効調節型肥料の利用による化学肥料の低減や有機質肥料を用いた施肥体系化が課題である。

病虫害・雑草防除については、発生予察情報に基づいた適期防除を基本として、マルチ栽培等による物理的防除及び抵抗性品種の選択による化学農薬使用低減を図ることが課題である。

エ 花き類

切り花類を主に栽培面積は増加してきており、主要な花きの種類としては、きく、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ゆり等である。

産地では、施設での連作が続いており、特定塩基成分の集積、病原菌、線虫等の密度の上昇、スリップス類、ヨトウ類等の難防除害虫の発生など生育環境が悪化している。

現状の対策としては有機質資材の投入、隔離ベンチでは蒸気による土壌消毒、粘着トラップ、侵入防止ネット、フェロモン剤等が使用されているが、病虫害防除では主に化学農薬への依存度が高い。

以上の状況を踏まえ、土づくりについては、土壌条件、土壌診断結果に基づきたい肥等有機物施用による土壌改良が課題である。

施肥については、局所施肥、肥効調節型肥料の利用による化学肥料の低減や有機質肥料を用いた施肥体系化が課題である。

病虫害・雑草防除については、発生予察に基づいた適期防除を基本として、被覆資材、光技術、マルチ等を用いた物理的防除、フェロモン剤や生物農薬と化学農薬の効果的な組み合わせによる防除法の導入が課題である。

オ 果樹類

環境と調和のとれた農業生産の観点からは、園地の多くが傾斜地であり、作業性が劣り、機械化が困難であり、たい肥等有機物施用や深耕による下層土も含めた土壌環境改善が不足している。反面、有機質入り肥料等が利用され、養分の流亡防止、地力の維持・増進につながっている。

病虫害・雑草防除では、枯枝の除去や、草生栽培等耕種的防除も行われており、ハウス、ネット栽培、袋掛けは、樹種によっては品質の向上とともに、病虫害を防ぐ観点からも有効な手段であるが、基幹的な防除は化学農薬に依存している。

以上の状況を踏まえ、土づくりについては、土壌条件、土壌診断結果に基づいたたい肥等有機物施用、土壌流亡防止等のための草生栽培、深耕の推進が課題である。

施肥については、肥効調節型肥料の利用と有機質肥料を用いた施肥体系の導入により化学肥料の低減や省力化を図ることが課題である。

病虫害・雑草防除については、発生予察情報に基づいた適期防除を基本として、被覆資材、光技術、マルチ等を用いた物理的防除、フェロモン剤や生物農薬と化学農薬の効果的な組み合わせによる防除法の導入が課題である。

カ 工芸作物

代表的な作物は、茶とたばこである。

茶の産地では、土壌pHの低下や土壌中の硝酸態窒素、有効態リン酸、交換性カリウム等の集積が見られる。また、茶は他の作物と比べ施肥回数が多く、労力負担ともなっている。

病虫害・雑草防除では、被覆資材を用いた防除、中耕も取り入れられているが、基幹的な防除は化学農薬に依存している。

以上の状況を踏まえ、土壌条件、土壌診断結果に基づいたたい肥等有機物の施用や

リン酸資材の適正使用の推進による土づくりが課題である。

施肥については、局所施肥や肥効調節型肥料の利用、有機質肥料を用いた施肥体系の導入により化学肥料の低減や省力化を図ることが課題である。

病虫害防除については、発生予察情報に基づいた適期防除を基本として、被覆資材、光技術、マルチ等を用いた物理的防除、フェロモン剤や生物農薬と化学農薬の効果的な組み合わせによる防除法の導入が課題である。

たばこ産地では、計画的なたい肥の投入など土づくりが積極的になされているが、一部では、塩類を含んだたい肥の投入により、品質の悪化が観察される。また、アブラムシ等の発生など生産環境の悪化が観察される。

以上の状況を踏まえ、高品質のたい肥を用いた土づくりの推進が課題である。

また、病虫害・雑草の防除については、被覆資材、光技術、マルチ等を用いた物理的防除、フェロモン剤や生物農薬と化学農薬の効果的な組み合わせによる防除法の導入が課題である。

(2) 各農作物に共通する課題

農作物・畜産等の生産活動に対しては、長崎県農林業基準技術に基づく技術指導等により行われている。

基準技術においては、病虫害抵抗性品種や環境負荷の少ない化学肥料・農薬等が既に取り上げられ、個々の環境保全型農業技術は農家段階まで普及しているものも多い。しかし、環境保全型栽培技術が作物単位で体系化されたものは少なく、環境保全型農業を推進する上で、個々の技術の体系化が課題となっている。

また、環境保全型農業の推進に有効な生産資材（肥効調節型肥料、被覆資材、生物農薬、フェロモン剤等）については、慣行生産資材に比べ割高なことや作物によっては未開発のものも多く、推進が遅れている一要因である。

一方、消費者の多様化した要望に応じて、従来が表示制度による有機農産物あるいは特別栽培農産物等が県下で約40団体・個人（約1,000戸）で生産されている。これらの農作物の生産・流通方法には種々の形態があり、現行技術による経営に比較して経営合理性の上から遜色のないものもある。これらの現地技術の収集、技術の再現性や経営合理性に関する研究等公的機関での取り組みは遅れており、今後の検討を急ぐ必要がある。

平成15年3月には農薬取締法の一部が改正され、農業者の農薬使用に係る義務違反の罰則が強化されたこと等を受け、農業資材の適正な使用の推進が急務となっている。このため、農業者に対し長崎県農林業総合情報システム等への加入を推進し、農業資材の新たな知見・情報収集を促すことが重要である。

3 持続性の高い農業生産方式の導入の考え方

(1) 持続性の高い農業生産方式の定義

持続性の高い農業生産方式とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進、その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な栽培管理技術に裏付けされた農業生産方式であり、「4 導入指針に採用する技術」に示す

(1) 土壌の性質を改善する効果が高い技術

(2) 化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術

(3) 化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術

の3つの技術すべてを用いて行われるものをいう。また、導入指針に採用する作物

ごとに掲げた、3つのすべての項目（各項目の内では最低1つの技術でも可）を用いて行われるものとし、導入指針に示すその他の留意事項の内容も可能な範囲で用いることとする。

（2）環境保全型農業における持続性の高い農業生産方式の位置付け

本県では、「長崎県環境保全型農業推進基本方針」に沿って、試験研究、普及及び関連事業等により環境保全型農業を推進しているが、別に策定する「導入指針」は、県内の実状を踏まえ、環境保全型農業を推進する上で有効な技術を作物別に整理し、農業者が理解しやすい具体的な形（農業生産方式）で示すことにより、農業者への普及・定着を図ることが目的であり、環境保全型農業の推進の先導的な役割を担うものである。

（3）導入指針で定める作物

この導入指針で定める作物は、長崎県農林業技術の確定並びに普及要綱（平成16年3月16日付け15農営第520号）に基づく基準技術（普通作部門、野菜部門、花き部門、果樹部門、工芸作物部門、飼料作物部門、土壌肥料部門、病害虫・植物調節剤部門）（以下「長崎県農林業基準技術」という）に示された作物及び県内各地域における振興作物の中から持続性の高い農業生産方式の導入が見込まれる作物を選定する。

4 導入指針に採用する技術

次の各項に示す技術の中から、長崎県農林業基準技術、試験研究機関において得られた成果、改善技術に示された技術の他、生産現場で取り組んでいる持続性の高い農業生産方式に利用できる技術の中から採用することとする。

（1）土壌の性質を改善する効果が高い技術

ア たい肥等有機質資材施用技術

土壌診断（可給態窒素含有量及び土壌有機物含有量を含む土壌の性質の調査・分析）を行い、その結果に基づき、たい肥等有機質資材であって窒素成分と炭素成分のバランスのとれたもの（炭素窒素比（C/N比）がおおむね10から150の範囲となるもの）を施用する技術をいう。

たい肥等有機質資材の範囲としては、たい肥のほか、稲わら、作物残さ等が含まれるものと考えられるが、樹皮及びおがくずについては、炭素窒素比が大きく、作物の生育に障害を与えるおそれがあるので含まれない。

また、施用する種類や量については、土壌診断の結果に基づく適正なものと考えられるものとし、過剰な施用や未熟なたい肥の施用により、作物の生育を悪化させたり、地下水の汚染等環境に負荷を与えることのないよう留意する必要がある。

イ 緑肥作物利用技術

土壌診断（可給態窒素含有量及び土壌有機物含有量を含む土壌の性質の調査・分析）を行い、その結果に基づき、緑肥作物（農地に有機物や養分を供給するために栽培される作物）を栽培して、農地にすき込む技術をいう。

緑肥作物の種類は限定しないものの、有機物や養分に富み、農地にすき込むものであり、地域に適合したものを選択することが必要である。

また、本技術の導入に併せて合理的な輪作体系の確立を図ることが望ましい。

なお、選択した緑肥作物の種類によっては、対抗植物としての効果を有するものがあり、この場合は、持続農業法第2条第3号の技術である「対抗植物利用技術」を同時に導入しているものとみなす。

(2) 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術

ア 局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術をいい、水稻作における側条施肥もこれに含まれる。

本技術の導入においては、肥料による作物への濃度障害を回避する観点から、農作物の種類、肥料の種類等に応じて施肥する位置等を調整する必要がある。

また、労働時間の軽減を図る観点から、側条施肥田植機や畝立マルチ施肥機等局所施肥と同時に他の生産行程を行う農業機械を積極的かつ効率的に利用することが望ましい。

イ 肥効調節型肥料施用技術

本技術は、普通肥料のうち、いわゆる被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料を施用する技術をいう。

本技術の導入においては、これらの肥効調節型肥料の種類により肥効パターンが異なることを十分考慮し、農作物の種類、土壌条件及び気象条件に応じて肥料の種類を選択する必要がある。

ウ 有機質肥料施用技術

有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。

施用する種類や量については、土壌診断の結果、農作物の種類、含有する肥料成分等をも勘案して適正と考えられるものとし、過剰な施用や未熟なたい肥の施用により、作物の生育や品質を悪化させ、又は環境に著しい負荷を与えることのないよう留意する必要がある。

なお、本技術で利用される肥料には、いわゆる有機入り化成肥料も含まれるが、上記の二つの技術が、化学肥料の使用を3割程度低減することが可能であることを考慮すれば、有機質由来のものが原料ベースで3割以上含まれているものを使用することが望ましい。

(3) 有害動植物の防除に関する技術で、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術

ア 温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。

本技術の導入においては、浸漬する温度や時間により防除効果や発芽率等が変動することから、適切な条件の下で行うことが必要である。

イ 機械除草技術

有害植物（有害動物の発生を助長する植物を含む。）を機械的方法により駆除する技術をいう。

本技術の導入においては、除草用機械による除草を効率的に行えるよう、農作物の栽植様式の調節やほ場の規模に応じた機械の種類を選択を行うことが必要である。

なお、本技術には、畦畔における有害動物の発生を助長する植物を機械的方法により駆除する技術が含まれる。

ウ 除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術をいう。

具体的には、アイガモ又はコイを利用した水稲作が想定されるが、このほか、都道府県農業試験場等で駆除効果が明らかとされた小動物を利用するものも含まれる。

本技術の導入においては、除草用動物が野犬等の外敵の被害を受けないように、柵等で保護するなど適切な条件で行うことが必要である。

エ 生物農薬利用技術

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいい、捕食性昆虫、寄生性昆虫のほか、拮抗細菌、拮抗糸状菌等を導入する技術及びバンカー植物（天敵の増殖又は密度の維持に資する植物をいう。）を栽培する技術等が含まれる。

本技術の導入においては、害虫の発生密度や施設内の温度湿度等により防除効果が変動することから、適切な条件の下で行うことが必要である。

オ 対抗植物利用技術

土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。

対抗植物の種類は限定しないものの、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされ、地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

また、本技術の導入においては、対抗植物の防除効果は特異性が高いことから、防除対象とする線虫等有害動植物の種類に応じて、その種類を選択することが必要であるとともに、合理的な輪作体系の確立を図ることが望ましい。

なお、対抗植物には、有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する植物のみでなく、有害動植物の土壌中における密度を下げる等の効果が期待される非寄生植物も含まれる。

カ 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。

抵抗性品種・台木の種類は限定しないものの、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされ、防除対象とする有害動植物の種類や地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

キ 土壌還元消毒技術

土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。

具体的には、畑において、有機物を施用するとともに、土壌中の水分を十分高めた上で、資材により被覆した状態を継続する技術のほか、都道府県農業試験場等で防除効果が明らかにされた技術が含まれる。

なお、土壌を被覆する資材については、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等の環境負荷を与える恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。また、施用する有機物については、肥料成分を含有していることから、過剰な施肥につながらないように留意する必要がある。

ク 熱利用土壌消毒技術

土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。

具体的には、太陽熱土壌消毒技術、熱水土壌消毒技術及び蒸気土壌消毒技術である。

本技術の導入においては、気候条件や土壌条件等により防除効果が変動することから、地域の特性に適合したものを選択することが必要である。

なお、土壌に熱を加える前にその表面を資材で被覆する場合については、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、その使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

ケ 光利用技術

有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。

具体的には、シルバーフィルム等の反射資材、粘着資材、非散布型農薬含有テープ、黄色灯及び紫外線除去フィルムを利用する技術である。

なお、粘着資材の利用と生物農薬利用技術を組み合わせて行う場合は、粘着資材で天敵を捕殺しないよう注意する必要がある。

コ 被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。

具体的には、べたかけ栽培技術、雨よけ栽培技術、トンネル栽培技術、袋かけ栽培技術等である。

本技術の導入において、有害動植物による被害を予防する観点から、最適な被覆資材の選択、被覆状態の維持を行うことが必要である。

なお、本技術に用いられる資材は、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

サ フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいう。

本技術の導入において、害虫の発生密度やほ場の規模等により防除効果が変動することから、適切な条件で行うことが必要であるとともに、併せて発生予察を行うことが望ましい。

シ マルチ栽培技術

土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。

本技術の導入においては、まん延防止効果を維持する観点から、最適な被覆資材の選択、被覆状態の維持を行うことが必要である。

また、本技術には、わら類、被覆植物によるマルチ栽培技術も含まれる。

なお、本技術に用いられる資材は、適正に処理せずに廃棄すると、大気汚染等を引き起こす恐れがある資材もあることから、使用後の処理が適正に行われるよう指導する必要がある。

5 「導入指針」の「長崎県農林業技術の確定並びに普及要綱」における位置付け

本指針は、「長崎県農林業技術の確定並びに普及要綱」にいう基準技術以外の技術を含むが、本指針で示す技術については、同要綱における、基準技術に準ずる技術として位置付けるものとする。

6 持続性の高い農業生産方式の推進体制と関係機関の取組体制

(1) 推進体制

本県における持続性の高い農業の推進に当たっては、県、市町、農業団体等の関係機関、関係団体が連携を図り推進するものとする。

ア 県段階においては、関係機関及び関係団体で構成する「長崎県環境保全型農業推進協議会」において持続性の高い農業生産方式の導入について協議を行い推進する。

イ 各地域における推進については、市町環境保全型農業推進協議会において地域の実態に応じた農業生産方式等について検討し推進するとともに、実施状況調査を実施し持続農業法認定農業者に対する支援・指導を行う。

(2) 県機関

ア 行政

(ア) 持続性の高い農業生産方式導入に関する企画・調整

持続性の高い農業生産方式の導入推進に関する企画、基本方針の策定等県段階における総合調整及び啓発資料の作成を行う。

(イ) 関係機関との連絡調整、支援

持続性の高い農業生産方式の導入を推進するためには、関係機関、農業者等の理解のうえで推進する必要がある、関係機関との連絡調整、支援を行う。

(ウ) 持続的農業の先導的実践地区の整備

先導的地区や農業者の土づくりの拠点となるたい肥等有機質供給施設や土壌改良機械の導入等の条件整備、市町環境保全型農業推進基本方針策定等への支援を行う。

イ 普及

(ア) 啓発活動、実態把握

持続的農業生産方式の導入に関する意義等の周知を図るため、市町環境保全型農業推進協議会や講習会等において意識の把握や啓発を図る。

(イ) 持続的農業生産方式の普及促進

展示ほを設置し普及を図るとともに、先導的な農業者に濃密な指導を行う。

- (ウ) 持続的農業生産方式導入認定農業者への技術等の支援
農業者による導入計画の策定の指導・助言や導入計画の達成を促進するための技術指導等を行う。
- (エ) 持続的農業生産方式の先導的実践地区の整備
先導的実践地区や農業者の土づくりの拠点となるたい肥等有機質供給施設や土壌改良機械の導入等の条件整備の啓発を行う。

ア 試験研究

導入指針に関する個別技術の開発と作物単位での体系化技術の確立、実証を行う。

- (ア) 個別技術の開発
 - a 土壌管理、施肥技術の開発
 - (a) 有機物の施用量の減少と土壌養分の溶脱による土壌の生産力低下を防止するための地力増進技術の確立
 - ・環境保全型肥培管理技術の確立
 - ・土壌生態系を活用した各種作物の持続的安定生産技術確立
 - (b) 化学肥料を低減した水田・畑作物の品質向上技術、連作障害の回避につながる土壌・肥培管理技術と土壌微生物など生態系を活用した肥培管理技術の確立
 - (c) 樹園地における土壌の物理性改善とたい肥等有機物の肥効評価による少肥料栽培技術の開発
 - ・根域環境の改善と生育制御による高品質安定生産技術確立
 - ・環境保全を考慮した良食味果樹の栽培技術実証
 - b 病害虫、雑草防除技術の開発
 - (a) 水稲、柑橘類等の病害虫の高精度発生予察技術の確立と少農薬防除技術の確立
 - (b) 防除の要否の判定やより適確な防除法確立や新発生病害虫の発生予察のための高精度発生予察技術の確立と充実化
 - (c) 環境に優しい病害虫防除技術を確立するため、被害許容水準の設定と生物的、耕種的手法を体系化した適期防除技術の確立
 - (d) 有用土壌微生物の機能を活用した農薬に頼らない病害虫制御技術の確立
- (イ) 作物別栽培技術体系の確立

(3) 市町

ア 市町方針の策定による環境保全型農業の推進

環境保全型農業推進基本方針に基づき、関係機関との連携を図りながら推進する。

イ 持続的農業生産方式導入の啓発等

農業者による導入計画策定について、啓発、指導・助言を行うとともに、国、県の交付金事業等に積極的に取り組み、環境保全型農業を推進する。

(4) 農業団体

ア 持続的農業生産方式導入啓発及び認定農業者への技術支援

持続的農業生産方式に関する講習会の開催や展示ほ設置等により地域への定着促

進を図り、認定農業者による導入計画の達成を促進するため、導入計画の策定の指導・助言や技術指導等を行う。

イ 持続的農業生産方式の先導的実践地区の整備

国、県の交付金事業等を積極的に取り込み、土づくり資材となる家畜排せつ物等有機性資源のたい肥化施設や土壌・病害虫診断施設等の整備を進めるとともに、持続性の高い農業生産物の有利販売の方策等についても検討する。